

# 平成23年度 償却資産申告の手引き

富士見市

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地、家屋及び事業用の償却資産に対して課税されますが、地方税法の規定により、**【償却資産を所有している事業者の方は、毎年1月1日現在富士見市内に所在する資産】**を申告していただき課税することとなっております。

つきましては、この手引書をお読みいただき、申告書等を作成のうえ期限までにご提出ください。

## 1 申告していただく方

- ・個人及び法人を問わず、毎年1月1日現在で事業の用に供することができる償却資産を所有している方です。
- ・償却資産の種類、内容については3ページをご覧ください。

### (1) はじめて申告される方

平成23年1月1日現在、富士見市に所有する事業用の全資産を申告してください。

※ **全資産を申告いただくのは初年度のみです。**

**翌年度以降は異動した資産（増減）のみの申告となります。**

### (2) 前年度申告された方

償却資産明細書には平成22年1月1日現在の所有資産が印字されています。

(電算申告されている方にはお送りしていません。)

**平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に異動（増加又は減少）のあった資産についてのみ申告してください。**

#### <資産の増減がなかった場合などの申告>

**資産の増加、減少等の異動がなくても「資産の増減なし」として申告してください。**

- ※ 申告の対象となる資産のない方、事業をやめられた方又は休業、移転等をされた方についても申告書にその旨記載し提出してください。

## 2 提出書類

事業所区分	書類名	償却資産申告書 (償却資産課税台帳：緑)	種類別明細書 (増加資産・全資産用：緑)	種類別明細書 (減少資産用：赤)
はじめて申告される方		●	● (全ての資産を申告)	
前年度申告 された方	資産の増減がない	●		
	増加資産がある	●	● (増加資産のみを申告)	
	減少資産がある	●		● (減少資産のみを申告)
資産なし・廃業・休業など		●		

### 《※ 電算申告される方》

償却資産申告書を、自社の様式（コンピュータ出力含む）で提出する方は、申告書に平成23年1月1日現在の評価額、決定価額、課税標準額を出力のうえ、全資産の明細書を添付してください。

### 3 申告書の提出期限

平成23年1月31日（月）

### 4 申告義務

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方は、その資産について所定の事項を記載して1月31日までに申告しなければならないことになっています。（地方税法第383条）

### 5 虚偽の申告または不申告

虚偽の申告をした場合は1年以下の懲役または20万円以下の罰金刑に処されることがあります。（地方税法第385条）

また、申告しない場合は、3万円以下の過料を科せられることがあります。（地方税法386条）

### 6 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出し、その合計価額が決定価格となります。

※ 実際の評価計算については、市役所の電算システムで行ないますので、申告の際に算出する必要はありません。

（ただし 電算申告により全資産を申告する場合は記入が必要です）

### 7 償却資産の評価方法及び免税点・税率

償却資産の課税標準となるべき額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

税率は1.4%です。

### 8 申告書の提出先及び問合せ先

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 税務課 家屋係

電話 049(251)2711 (内線) 355・356

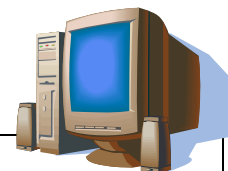
※ 郵送により申告書を提出する方で、『控用に受領印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。』それ以外の場合は返送できかねますのでご了承ください。

※ 償却資産（固定資産税）の申告が、eL TAX（エルタックス）というシステムを利用してインターネットで電子申告が行えるようになりました。

電子申告の方法など詳しくは、社団法人 地方税電子化協議会運営の eL TAX（エルタックス）ホームページにてご確認ください。

## 固定資産が課される償却資産とは

- ①土地・家屋以外の【事業の用に供することができる】有形の固定資産（無形固定資産及び自動車税の課税客体を除く）でその減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む）をいいます。
- ②「事業の用に供する」とは、所有者が自己の営む事業のために償却資産を使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。
- ③資産の種類としては、貸借対照表の「有形固定資産」に計上される「構築物」「機械装置」「車輛運搬具」「工具器具備品」などに分類される資産です。



### 《資産種類の区分》

資産の種類		資産の名称等
1	構築物	門、塀、看板、舗装路面（駐車場舗装も含む）、緑化施設、庭園、屋外排水溝、ビニールハウス、井戸、土木設備または工作物、受変電設備など
2	機械及び装置	工作機械、木工機械、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等の大型特殊自動車）、機械式駐車設備、各種産業用機械及び装置など
3	船舶	ボート、漁船、釣船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車輛及び運搬具	大型特殊自動車（00・99 ナンバーなど）、鉄道用車輛、トロッキなど
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、パソコン、冷暖房器具、自動販売機、医療用機器、厨房機器及び用品、映像音響機器、工具、レジスター、陳列棚など

### 《業務別の主な例》

各業種共通	門、塀、外構、ネオンサイン、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機など
小売業	店舗内装、看板、陳列棚、陳列ケース、冷凍庫・冷蔵庫、レジスター、など
不動産貸付業	門、塀、外構、緑化施設等の外構、舗装路面（アスファルト舗装など）、受変電施設、中央監視制御装置、広告塔、集合郵便受、駐車場装置（機械装置）など
農業	野菜洗浄機、乾燥機、加温器 / 田植機・耕運機・コンバイン（手押し） など
飲食業	店舗内装、看板、テーブル、イス、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、パソコン、発電機など

### 申告の対象とならない資産

- ①自動車税・軽自動車税が課される車輛【小型特殊自動車】（小型フォークリフト・乗用の農耕車両《例：トラクター・田植機》など）
- ②棚卸資産（商品・貯蔵品など）
- ③生物（鑑賞・興行用は申告対象となります）・立木・果樹
- ④書画骨董（複製等は除く。）
- ⑤繰延資産（創業費・開発費など）
- ⑥無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェアなど）
- ⑦使用可能期間が一年未満又は取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するもの。
- ⑧取得価格が20万円未満で事業年度ごとに一括して3年間で損金算入することを選択したもの。
- ⑨法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの



# 申告書 記載例

3. 事業の内容を記載してください  
また、資本金、出資金等の金額  
も記載してください

4. 事業を開始した年月を  
記載してください

平成23年 1月26日  
受付印 (あて先) 富士見市長

## 平成23年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者整理番号 0000001234

1 住所 (ふりがな) 〒 354-0021 さいたまけん ふじみし おおあざ つるま ほんち 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1 (電話)	3 事業種目 (資本金等の金額) 不動産貸付業 1,000,000 円	7 短縮耐用年数の承認 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2 氏名 (ふりがな) (株)富士見不動産 富士見 太郎 (印) (屋号)	4 事業開始年月 平成 15 年 10 月	8 増加償却の届出 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
5 この申告に 応答する者の係 及び氏名 会計係 富士見 一郎 (電話) 049-251-2711	6 税理士等の 氏名 税理士 鶴馬 次郎 (電話) 049-123-4567	9 非課税該当資産 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
10 課税標準の特例 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	11 特別償却又は圧縮記帳 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	12 税務会計上の償却方法 定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/>
13 青色申告 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	14 市内における 事業所等資産 の所在地 ① 富士見市大字鶴馬1800番地 ② ③	
15 借用資産 貸主の名称等 有・無 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 鶴馬リース		16 事業所家屋 の所有区分 自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>
17 備考(添付書類等)		

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物	8,000,000		2,800,000	10,800,000
2 機械及び装置	3,500,000	3,500,000		0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	1,000,000			1,000,000
6 工具・器具及び備品	800,000	800,000	1,900,000	1,900,000
7 合計	13,300,000	4,300,000	4,700,000	13,700,000

資産の種類	※ 評価額(ホ)	※ 決定価格(ヘ)	※ 課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

受付簿	宛名	1. 全資産申告(新規・電算)	4. 該当資産なし
		2. 増減申告	5. 廃業・解散・移転等
		3. 増減なし	6. その他

第二十六号様式

7. 税務会計において国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行なっている資産の有無について該当する方を○で囲んでください

8. 税務会計において税務局長に増加償却の届出を行なっている資産の有無について該当する方を○で囲んでください

9. 10 非課税及び課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください

11. 税務会計における特別償却及び圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、償却資産の評価においては特別償却費及び圧縮記帳は認められておりません

12. 13 該当する方を○で囲んでください

14. 富士見市における事業所等の資産の所在地を記載してください

15. 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称を記載してください。

16. 事業所家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください

\*印については記入する必要はありません。

但し、独自に電算処理した種類別明細書を提出する方は(ホ)にご記入ください。

17. 次のような事項を記載してください

- ①非課税及び課税標準の特例資産を所有されている場合はその届出書の名称
- ②耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合はその届出書の名称
- ③前年中に所有者の住所、氏名及び名称等に異動があった場合は、異動年月日及び旧住所、氏名及び名称等参考となる事項
- ④前年度から資産の異動がない場合は「異動なし」と記載し、提出してください
- ⑤該当資産のない場合及び解散、廃業等の場合は年月日とその旨記載してください
- ⑥その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

# 増加資産・全資産 記載例

該当する種類の番号を記載してください

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

資産の名称及び規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、算用数字等を使用して25字以内で記載してください

資産の取得年月日を記載してください  
(年号) 昭和 → 3、平成 → 4

資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(付帯費を含む)を記載してください  
なお、圧縮記帳については償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた取得金額を記載してください

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1から6までに掲げる耐用年数を記載してください。なお、  
**\* 「平成20年度税制改正」に伴い、一部、耐用年数が変更になっております。改正後の耐用年数を記載してください**  
中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください

所有者整理番号  
0000001234

平成 23 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者氏名  
(株)富士見不動産

第二十六号様式別表一

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額		課税標準の特例 率 コード	課税標準額	枚のうち 枚 目	
					年号	年	月				増加事由	摘要				
01	1		外構工事	1	4	22	01	2,800,000	15	0.				①・2 3・4		
02	6		エアコン	1	4	22	03	1,900,000	6	0.				①・2 3・4		
03										0.				1・2 3・4		
04										0.				1・2 3・4		
05										0.				1・2 3・4		
06										0.				1・2 3・4		
07										0.				1・2 3・4		
08										0.				1・2 3・4		
09										0.				1・2 3・4		
10										0.				1・2 3・4		
11										0.				1・2 3・4		
12										0.				1・2 3・4		
13										0.				1・2 3・4		
14										0.				1・2 3・4		
15										0.				1・2 3・4		
16										0.				1・2 3・4		
17										0.				1・2 3・4		
18										0.				1・2 3・4		
19										0.				1・2 3・4		
20										0.				1・2 3・4		
小 計								4,700,000								

記載しないでください

資産が増加したことについて該当する増加事由の番号を○で囲んでください

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

当該資産について次のような事を記載してください

- ①課税標準の特例のある資産についてその適用条項(例349条の3①)
- ②耐用年数の変更のあった場合はその旨の表示
- ③短縮耐用年数を適用している場合はその旨の表示
- ④割賦販売資産等第342条第3項の規定の適用がある資産についてはその旨の表示
- ⑤その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

# 減少資産 記載例

※減少する資産は同封の平成22年度用償却資産明細書を参考に記載してください。

前年中に減少した資産の名称を記載してください

前年中に減少した資産の数量を記載してください

減少した資産の取得価額を記載してください。ただし、資産の一部が減少した場合は当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください

資産コードを記載してください

前年中に減少した資産の取得した年月を記載してください

当該資産の耐用年数を記載してください

所有者整理番号  
000001234

平成 23年度 種類別明細書(減少資産用)

所有者名  
(株)富士見不動産

枚のうち  
枚目

第二十六号様式別表二

当該資産が減少した事由とその区分について該当する番号をそれぞれ○で囲んでください

当該資産について次のような事項を記載してください

- ①数量の一部が減少する場合  
(例: 2個のうち1個減少)
- ②金額の一部が減少する場合  
(例: 取得額 1,000,000円のうち)
- ③その他当該資産減少について参考となる事項

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要	
					年 号	年	月				1.売却 3.移動	2.滅失 4.その他	1.全部 2.一部			
01	2	20800001	機械式駐車設備	1	4	12	04	3,500,000	10		①	②	③	④	①	②
02	6	69600002	エアコン	1	4	07	08	800,000	6		①	②	③	④	①	②
03											1	2	3	4	1	2
04											1	2	3	4	1	2
05											1	2	3	4	1	2
06											1	2	3	4	1	2
07											1	2	3	4	1	2
08											1	2	3	4	1	2
09											1	2	3	4	1	2
10											1	2	3	4	1	2
11											1	2	3	4	1	2
12											1	2	3	4	1	2
13											1	2	3	4	1	2
14											1	2	3	4	1	2
15											1	2	3	4	1	2
16											1	2	3	4	1	2
17											1	2	3	4	1	2
18											1	2	3	4	1	2
19											1	2	3	4	1	2
20											1	2	3	4	1	2
小 計								4,300,000								

## 償却資産に関するQ&A ～こんな場合どうなの？～

**Q1：今まで申告書が送られてきたことがなかったのに、今回はじめて申告書が送られてきました。なぜですか？**

A 償却資産の取得については、土地や家屋のように不動産登記簿によってその所有（取得）を明らかにする方法がありません。償却資産については、申告制度をとっており、申告はあくまでも所有者自ら行なうものです。「申告書が送られてきたから申告する」、「申告書が送られてこなければ申告しなくてもいい」というものではありません。

**今回初めて申告書をお送りした方（事業所）は、市内で事業を営まれており、償却資産を所有していると思われる方（事業所）で、まだ申告のない場合にお送りしたものですのでご理解ください。**

また、ほかの方（事業所）についても同様に申告書をお送りしています。

なお、申告された場合でも免税点未満（2ページ参照）の場合は課税になりません。

**Q2：会社（法人）が所有している「償却資産」については、ある程度理解できますが、個人が所有している「償却資産」とは、どのような事業で具体的にはどのような資産ですか？**

A 個人の方が営む事業には様々ありますが、具体的には3ページの「業務別の主な例」をご覧ください。減価償却費として所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの、つまり確定申告で減価償却費として算入される資産（土地、家屋や車両などを除く）は、償却資産に該当しますので、申告が必要となります。

**Q3：アパートと駐車場を個人で経営していますが、土地や家屋以外に固定資産税がかかるのですか？**

A アパートや駐車場を営んでいる場合は、当然事業を営んでいることとなりますので、この事業に使用している資産は事業用資産となります。事業用資産のなかで敷地やアパートなどの建物にはそれぞれ土地、家屋として固定資産税が課税されていますが、それ以外で事業用に使用している資産があれば「償却資産」として課税の対象となります。

例えば、入居者のための駐車場のアスファルト舗装やフェンス、植栽などの外構などは「構築物」として、また、家屋から取外しができるエアコンなどは「工具、器具及び備品」として償却資産に該当します。これらの償却資産は、通常確定申告で減価償却費として算入されるべき性格の資産ですので、事業用資産として市への申告が必要となります。

**Q4：毎年税務署に所得税又は法人税の申告（減価償却資産）をしているのに、どうして市にも申告が必要なのですか？**

A 税務署に対する申告は、「所得税又は法人税」の申告であり、この申告における減価償却資産については「減価償却費を必要経費」として計上するもので、所得税又は法人税を計算するためのものです。

これに対し、市に対する申告は、現存する償却資産の未償却残高（評価額）が固定資産税の対象となっており、毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を申告いただくものです。

※「所得税又は法人税」の申告上、未償却残高（期末残高）が1円になり経費計上終了となってもその資産を事業の用に供している限り償却資産の申告は必要です。

以上のことから、地方税法上、税務署への申告とは別に市への申告が義務付けられています。